

113-8621
東京都文京区

必ずお読みください

年金 花子 様

本件につきまして、特別還付金の対象となる可能性のある方を対象に、本案内文と「税務署からのお知らせ」および「全国税務署電話番号一覧」を送付しています。該当となる方は、ご高覧の上、お手続きされますよう、お願いいたします。

平成 23 年 8 月

日本医師会年金 遺族年金に関する特別還付金のご案内

社団法人 日本医師会

平成 22 年 7 月 6 日付最高裁において、遺族の方が年金として受給する生命保険のうち、相続税の対象となった部分については、所得税の課税対象にならない、とする判決が出されました。それにより、平成 22 年 10 月に、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上取扱いが変更されました。

これを受けて、医師年金の遺族年金で過去 5 年以内（平成 17 年から平成 21 年）の各年分について、所得税が納めすぎとなっている方に、更正の請求または確定申告（以下、還付手続）を行っていただくよう、昨年 11 月に「日本医師会年金 税金還付に関するお知らせ（11月22日付）」のご案内を送付いたしました。

このたび、国会において法案の成立により、平成 12 年以後の各年分についても、納めすぎになっている所得税に相当する額を特別還付金として支給する制度が創設されました。このご案内は、その制度の対象となる可能性のある方に送付いたしております。

特別還付金の請求期間は、平成 23 年 6 月 30 日から平成 24 年 6 月 29 日までとなっていますので、対象となる方は上記期間内に、税務署に特別還付金の請求手続をしていただきますよう、お願いいたします。その際には、本案内の右ページの表を税務署担当者にご提示ください。

なお、本件に関する手続や、その他詳しい内容につきましては、税務署からの同封案内文書をご参照ください。

以上、ご不明な点につきましては最寄りの税務署（同封の「全国税務署電話番号一覧」ご参照）にお問い合わせください。

※国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）でも今回の特別還付金請求手続に関する Q & A 等の各種情報を掲載しておりますので、併せてご利用ください。

以上

作成年月日：平成 23 年 8 月 18 日

年金 花子様 (記載例)

123*56

社団法人 日本医師会

<平成 12 年 1 月 1 日～平成 16 年 12 月 31 日に受取った年金額>

①□ 年金受取時期	②年金受取額(円)	③各年の年金支払額 に対応する掛金(円)	④各年の源泉徴収税 額(円)
H12. 1. 1～ H12. 12. 31	73, 542 円	31, 923 円	円
H13. 1. 1～ H13. 12. 31	294, 168 円	127, 692 円	円
H14. 1. 1～ H14. 12. 31	294, 168 円	127, 692 円	円
H15. 1. 1～ H15. 12. 31	294, 168 円	127, 692 円	円
H16. 1. 1～ H16. 12. 31	121, 210 円	53, 205 円	円

平成 17 年に遺族年金受取のある方は、左記に記載のとおり、昨年 1 月 22 日付でご案内をしています。

<特別還付金請求に際してご活用いただくための情報>

1 年間の年金受取回数	4 回 (年金受取額が年間 5 万円未満は 1 回)				
最初に年金を受け取った年における年金受取回数	1 回				
年金終了年における年金受取回数 (終了している場合)	2 回				
相続人等の年金受給開始年 (最初に年金を支払った年)	平成 12 年				
相続人等の年金の残存期間	4 年				
(終身年金、有期年金の場合のみ) 相続等の時の年齢	歳				
(保証期間付年金の場合のみ) 相続等の時における保証残存期間	年				
相続人等の年金支払総額	1, 078, 616 円				
年金支払総額に占める 掛金等の総額の割合	H12	H13	H14	H15	H16
	44%	44%	44%	44%	44%

上表の斜線箇所は、今回の医師年金に関わる特別還付金請求手続きでは不要な項目です。

税金に関するお手続きについては、最寄りの税務署 (同封の「全国税務署電話番号一覧」ご参照) にお問い合わせ下さい。

日本医師会 年金・税制課 TEL : 03-3946-2121 (代表)
03-3942-6487 (直通)

平日 9 : 30～17 : 00